2　配偶者同行休業の期間の延長は、最高裁判所規則で定める特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとする。

3　前条第一項の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

（配偶者同行休業の効果）

第五条　配偶者同行休業をしている裁判官は、裁判官としての身分を保有するが、その配偶者同行休業の期間中報酬その他の給与を受けない。

（配偶者同行休業の承認の失効等）

第六条　配偶者同行休業の承認は、次に掲げる場合には、その効力を失う。

一　当該配偶者同行休業をしている裁判官が裁判官弾劾法（昭和二十二年法律第百三十七号）第三十九条の規定により職務を停止された場合

二　当該配偶者同行休業に係る配偶者が死亡し、又は当該配偶者同行休業をしている裁判官の配偶者でなくなった場合

2　最高裁判所は、次に掲げる場合には、配偶者同行休業の承認を取り消すものとする。

一　当該配偶者同行休業をしている裁判官から配偶者同行休業の承認の取消しの申出があった場合

二　当該配偶者同行休業をしている裁判官が当該配偶者同行休業に係る配偶者と生活を共にしなくなった場合

三　その他最高裁判所規則で定める場合

（配偶者同行休業をした裁判官についての国家公務員退職手当法の特例）

第七条　国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第六条の四第一項及び第七条第四項（最高裁判所裁判官退職手当特例法（昭和四十一年法律第五十二号）第三条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、国家公務員退職手当法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとする。

2　配偶者同行休業をした期間についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数（国家公務員法第百八条の六第一項ただし書若しくは特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかった期間については、その月数）」とあるのは、「その月数」とする。

（最高裁判所規則）

第八条　この法律の実施に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（国家公務員の留学費用の償還に関する法律の一部改正）

2　国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第十条の表第三条第三項第六号の項中「裁判所職員臨時措置法」を「裁判官の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第九十一号）第三条第一項又は裁判所職員臨時措置法」に改める。

（調整規定）

3　この法律の施行の日が国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における国家公務員の留学費用の償還に関する法律第十条において準用する同法第三条第一項第二号の規定の適用については、同号中「在職期間が五年」とあるのは、「在職期間（裁判官の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第九十一号）第三条第一項の規定による配偶者同行休業をした期間を含まない。以下この号において同じ。）が五年」とする。

総務大臣　新藤　義孝
法務大臣　谷垣　禎一
内閣総理大臣　安倍　晋三

交通政策基本法をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名

平成二十五年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第九十二号

交通政策基本法

目次

第一章　総則（第一条―第十四条）
第二章　交通に関する基本的施策
　第一節　交通政策基本計画（第十五条）
　第二節　国の施策（第十六条―第三十一条）
　第三節　地方公共団体の施策（第三十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、交通に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号）と相まって、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。

（交通に関する施策の推進に当たっての基本的認識）

第二条　交通に関する施策の推進は、交通が、国民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活発な地域間交流及び国際交流並びに物資の円滑な流通を実現する機能を有するものであり、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図るために欠くことのできないものであることに鑑み、将来にわたって、その機能が十分に発揮されることにより、国民その他の者（以下「国民等」という。）の交通に対する基本的な需要が適切に充足されることが重要であるという基本的認識の下に行われなければならない。

（交通の機能の確保及び向上）

第三条　交通に関する施策の推進は、交通が、国民の日常生活及び社会生活の基盤であること、国民の社会経済活動への積極的な参加に際して重要な役割を担っていること及び経済活動の基盤であることに鑑み、我が国における近年の急速な少子高齢化の進展その他の社会経済情勢の変化に対応しつつ、交通が、豊かな国民生活の実現に寄与するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他地域の活力の向上に寄与するものとなるよう、その機能の確保及び向上が図られることを旨として行われなければならない。